

募集

母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父などへのパソコン講座

母子家庭の母などで就業を希望する人を対象に、パソコン技能（ワード、エクセル、インターネット、会計ソフトなど）の講習会を開催します。

▼講習期間 5月9日（火）～8月8日（火）の毎週火曜日と木曜日 10時～16時（全26回）
※8月3日（木）を除く。

▼対象者 母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父、母子家庭の児童、父子家庭の児童で、全日程出席できる人

▼募集人員 20人（応募多数の場合は選考して決定）

▼受講料 無料（教材費や検定料などは自己負担）

▼場所 県母子家庭等就業・自立支援センター（松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル1階）

▼申し込み方法 印鑑（シヤチハタ不可）と次の書類を持って、町福祉課児童福祉係へお越しください。

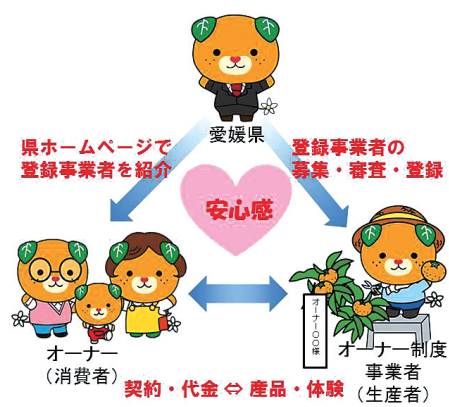
【母子家庭の母】児童扶養手当証書かひとり親家庭医療受給者証【寡婦】寡婦であることを証する戸籍謄本

【父子家庭の父】児童扶養手当証書かひとり親家庭医療受給者証

お知らせ

「ちよこつと体験！まるごと収穫！」
農林水産物オーナー制度

「オーナー制度」は、農林水産物の収穫前などに、消費者が生産者などに申し込みを行い、農林水産物を受け取る仕組みです。県では、この制度の普及拡大を図るため、一定の基準を満たす生産者の皆さんを登録し、県ホームページで紹介しています。



登録している農林水産物は、お米やトマト、真珠など、さまざまなものがあります。ぜひ、オーナーになって、えひめ自慢の農林水産物を受け取るだけでなく、収穫体験などを通して、農林水産物の魅力も感じてみませんか。

【母子家庭か父子家庭の児童】ひとり親家庭医療受給者証

▼締め切り 4月21日（金）

※受講決定は、5月2日ごろ郵送予定です。

※満1歳以上未就学児の託児もできます（住民税非課税などの場合は無料。課税の場合は一部負担）。申込時に保育依頼書を提出してください。

※講習場所には自家用車で来場することはできません。

問 県母子家庭等就業・自立支援センター

☎ 907-3200

JICAボランティア

あなたの技術や経験を開発途上国で生かしてみませんか。現地の人と協働しながら、人づくり、国づくりに協力します。

▼対象

【青年海外協力隊／日系社会青年ボランティア】昭和52年5月11日～平成9年10月1日生まれで日本国籍を持つ人

【シニア海外ボランティア／日系社会シニア・ボランティア】昭和22年5月11日～昭和52年5月10日生まれで日本国籍を持つ人

▼応募方法 ウェブ応募となります。JICAボランティアホームページ（<https://www.jica.go.jp/>）

volunteer/index.html)から手続きをしてください。
※特別な事情でウェブ応募ができない場合は、応募書類を送付します。次のいずれかにお問い合わせください。
JICA四国
☎ 087-821-8824
青年海外協力隊事務局募集課
☎ 03-5226-9813
▼締め切り 5月10日（水）

松山市との情報交換



松山市立子規記念博物館
生誕150年記念特別企画展

「子規・漱石・極堂―俳句革新の地 松山―」

松山出身の俳人・正岡子規と、松山が舞台といわれる『坊っちゃん』を書いた文豪・夏目漱石、2人と同じ年で子規の功績を後世に伝えた柳原極堂は今年、生誕150年を迎えます。

そこで、3人の友情や松山での日々、他の友人たちとの交流を、新収蔵資料や3人の日用品などを用いて紹介します。

▶期間 4月29日（土）～5月29日（月） 9時～18時（入館は17時30分）

▶場所 子規記念博物館（松山市道後公園）

●常設展示室をリニューアル 新たに映像機器を導入するなど、子どもから大人まで楽しめるよう、4月からリニューアルしました。

問 子規記念博物館 ☎ 931-5566



◀正岡子規 (1867～1902)

▼夏目漱石 (1867～1916)



◀柳原極堂 (1867～1957)

相談

憲法週間記念行事
無料法律相談会

問 県男女参画・県民協働課
☎ 912-2305

愛媛弁護士会主催で無料法律相談会を行います。弁護士による法律相談を希望する人は、次の要領で申し込んでください。

▼日時 5月19日（金） 10時～12時

▼場所 松山地方裁判所（松山市一番町3丁目3番地8）

▼定員 36人（先着順）

▼申し込み方法 往復はがきの返信用表面と往信用裏面のそれぞれに、相談希望者の郵便番号、住所、氏名を記載して郵送してください。

※返信用裏面には、何も記載しないでください。

▼締め切り 4月21日（金）

▼申込先・問い合わせ ☎ 790-8539

松山市一番町3丁目3番地8
松山地方裁判所総務課
「無料法律相談会」係

※詳しくは、松山地方裁判所ホームページ（<http://www.courts.go.jp/matsuyama/>）をご覧ください。

消費者力アップ通信

「ウイルス感染しました」
二セ警告表示に注意を

【相談事例】

パソコンで動画を見ていたら、突然警告音が鳴り出し止まらなくなった。パニック状態になり、画面に出ていた番号に連絡すると、電話の相手が1万円を払えば音を消してくれるというので仕方なく依頼し、クレジットカード番号を教えた。相手の指示に従いパソコンを操作した後、遠隔操作により警告音と画面は消えたが、不審である。

【アドバイス】

- ウェブサイト上の「ウイルスに感染した」などの警告表示が消えず、警告音も鳴り続いて閲覧者を慌てさせる手口です。
- 連絡をすると「警告音や画面を消すため」とウイルス対策ソフトなどをインストールさせられ、料金を請求されることがあります。
- 警告音や画面を消す方法は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを確認してください。

安心して役場の相談窓口にご相談ください！

相談は秘密厳守。匿名でも相談できます。情報提供も受付中です。

▷消費者ホットライン ☎ 188（9時～17時）

▷消費生活相談窓口（産業課内） ☎ 985-4120

毎週火曜日、第1金曜日は専門の相談員が対応します。